

関ヶ原町生成A I システム活用ガイドラインを次のように定める。

令和8年4月1日

関ヶ原町長 西脇 康世

関ヶ原町生成A I システム活用ガイドライン

(目的)

第1条 この訓令は、関ヶ原町職員（以下「職員」という。）が生成A I を業務で利用する際に遵守すべき基準を定め、情報漏えいや誤用、不適切な情報生成等のリスクを最小化し、安全かつ効果的な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「生成A I」とは、大量のデータを学習し、人間が作成したかのような文章、画像、音声等を生成する人工知能技術をいう。

(適用範囲)

第3条 この訓令の対象は、全ての職員とする。

2 この訓令の適用に当たっては、関ヶ原町情報セキュリティ基本方針と整合を図るものとする。

(利用の基本原則)

第4条 生成A I の活用に当たっては、次に掲げる事項を重視しなければならない。

- (1) 情報セキュリティの確保 個人情報又は特定個人情報の保護を徹底し、情報漏えいを防止すること。
- (2) 倫理的かつ透明性のある運用 利用目的や内容が透明性を有し、公平かつ公正であること。
- (3) 技術進展への対応 A I 技術の進化や社会情勢の変化に応じ、柔軟に対応すること。
- (4) 法令等の遵守 関連する法規制を遵守すること。

(利用の基準)

第5条 職員は、生成A I の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) データ入力に関する事項

ア 個人情報及び特定個人情報の入力禁止 個人情報（基本4情報、健康情報、銀行口座情報等）を入力してはならない。特に、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）は、いかなる場合も入力してはならない。

イ 知的財産権の侵害回避 他者の著作権、商標権、意匠権等を侵害する内容を入力してはならない。

ウ 機密情報の入力禁止 第三者から提供された非公開情報、業務上知り得た機密情報及び内部資料を入力してはならない。

(2) 生成物の利用に関する事項

ア 正確性の確認 生成された情報をそのまま利用せず、内容の正確性及び信頼性を確認しなければならない。

イ 加筆修正の義務 生成された文章や資料は、職員が内容を精査し、必要な修正及び追記を行った上で利用しなければならない。生成物の最終的な責任は、当該職員が負うものとする。

ウ 生成物である旨の明記 生成A Iを利用して作成した成果物を公表する場合は、その旨を明記しなければならない。

エ 利用規約の遵守 利用する生成A Iサービスの利用規約を遵守しなければならない。

(問題発生時の対応)

第6条 情報漏えい、不適切な情報生成、システムトラブル等の問題が発生した場合は、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 問題の報告 直ちに所属長へ報告し、問題の範囲及び影響を特定すること。
- (2) 緊急対応及び影響緩和 判明した問題に対し必要な措置を講じ、住民や関係者への説明等の影響緩和に努めること。
- (3) 再発防止策の実施 原因究明を行い、運用手順やセキュリティ対策の見直しを図ること。

(セキュリティ対策)

第7条 職員は、生成A Iの利用に当たり、次に掲げるセキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 機密情報の取扱制限 業務上の機密情報を、不特定多数に提供されるクラウドサービス型の生成A Iに入力してはならない。
- (2) 国外サーバ利用時の注意 サーバが国外にあるサービスを利用する場合は、適用法令及びデータの保管場所を確認し、リスクを考慮すること。
- (3) シェドーITの禁止 組織の承認を得ていないアプリケーションやクラウドサービスを業務に利用してはならない。
- (4) 研修の受講 情報セキュリティ研修を定期的に受講し、最新の知見習得に努めること。
- (5) 安全な調達 生成A Iシステムの調達に当たっては、国が定める「行政の進化と革新のための生成A Iの調達・利活用に係るガイドライン」等の基準を参照し、セキュリティ及び品質を確保すること。

(ガイドラインの改定)

第8条 技術の進展、社会情勢及び法規制の変更等に対応するため、この訓令は必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。